

ディスカッション

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-10-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1923

ディスカッション

古谷英恵（武蔵野大学准教授） 法律学科の古谷でございます。発言させていただきますのでよろしいでしょうか。

樋口 お願いいたします。

古谷 大変、興味深いご報告を4名の先生がたに頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。私の専門は民法ということですので、どちらかいますと西先生のご報告ですとか、お話に大変、興味深くお伺いいたしました。大変、興味深くお伺いしたのは、従来の法律学で問題となってくるのは、とりわけ、例えば『JR 東海事件』などのように、高齢者の方を、先ほど先生がおっしゃっていた客体として考えていかにサポートしていくかという姿勢が非常に強かったように考えます。しかしながら、今までの先生がたのご報告の中にもございましたように、高齢者がだんだんと増えていって高齢者が中心として主体となって社会を形成していく部分というのが出てくるであろう、そういったときに、それを正面から取り扱って法制度を考えていくという、その視点というのが今までなかったというふうに思いました。そういった意味で非常に興味深い新しい視点を頂戴したというふうに思っております。

他方で、他の先生がたのご報告にもございましたけれども、サポートがどうしても必要となってくるというような中で、若い世代の立ち位置というのをどうしたらいいのかというのがちょっとまだよく分からないというのが率直なところでございます。と申しますのも、高齢者の方ご自身の意思を尊重し、身上配慮し、ということは分かるけれども、当事者でないが故にどうサポートしていったらいいか分からない、法制度を組み立てるに

しても、何がニーズにあるのかよく分からない中で、これから先どういった問題に、高齢者法という法体系をつくるということももちろんそうですし、実際問題としてミクロの問題としての個別具体的なサポートをするにあたって、どういった形からアプローチしていったらいいのか、正直いってよく分からないというところの中で、先生がた、この点についてどうお考えなのか、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

樋口 取りあえずは、西さんいかがですか。

西 私ですか？もう今、先生のおっしゃられたこと、本当にそのとおりで、どう申し上げればよいのでしょうか。実際に高齢者の方達が何をどうしてほしいのか把握するという作業はもちろん必要ですし、それに対してどこまで対応できるのかという問題もありますので、両方から考えていく必要があるとは思いますが……。高齢者の方がどう思っているのかというのは、当該個人としての高齢者と総体としての高齢者という両方ありますが、やはり、そのご本人たちの意見を伺うというのが一番だとは思いますが。それを把握した上で、誰が何をすることかということですが、若い世代が、これは行政の仕事、これは家族の仕事などというふうを考えていくことになると思うのですが、ただ、今までの制度をいろいろ見ていると、そのような形で総体としての高齢者のニーズを汲み取って、制度はできている、箱はできているけれども、実際にそれが回らないという状況が続いていると思うのです。それをどのようにうまく機能させていけばいいのか、機能不全を防げるのかということをお考えすると、私も全然、答えが分かりません。一つは、そもそも市民がそういう制度を知らないということもあると思いますので、間をつなぐ何かが必要だと思います。

現在その間をつなぐのは、行政の窓口であったり、弁護士さんだったり

するのですけれども、その敷居が非常に高くなっていると思います。です
ので、そこをもう少し、そういう状況に自分が置かれてから情報にアクセ
スしようと思うと敷居が高いのが余計、高くなりますので、やはり、あら
かじめそういう情報があるというのを、余裕があるうちに知っておくとい
うのが一番なのかなと思います。あと、それを分かりやすく伝えるという
努力を誰かがしなければいけなくて。やはり弁護士さんとかがやるには限
界がありますので、もう少し身近なところで、市民講座への参加を促すと
か、テレビなど高齢者に身近なメディアとか、もう少し民間の協力を得るの
が必要なかなという気はしています。つまり、箱と当事者をつなぐ、その
間の線がどうにかならないと、というふうには思います。すみません、私
もまだ考えたことがない問題ですのでこの程度しか思いつきません。

樋口 いや、ありがとうございます。他の3人のご報告者の方で何かあり
ますか。ちょっと待ってください、それじゃ、三上さん、何か一言あれば
お願いいたします。

三上威彦（武蔵野大学教授） せっかくご指名いただきましたので、今思っ
たことを申し上げます、まず秋山先生にお教えいただきたいのですが、先
ほど先生のお話で、人生100年ということで、いわゆるセカンドライフの
就労の可能性を非常に強調されたと思うんですが、私もかなり高齢者になっ
ておまして、その就労の可能性というのが非常に多様な可能性を示して
いただきおおいに勉強になりました。ただ、例えば私のような学者という
のは何をしたらいいんだろうかなと、若干、困ることもあるわけです。例
えばさっき挙げられたような活動の中には、じっと家の中において、本を読
んだり頭を使って論文を書くとかそういうのがないんですね。こういっ
た職業に就いている者の、今後100年間の就労の可能性というのはどうい
うのがあるんだろうか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っ

たのが一つです。

それから、第 2 の質問は、高齢者などの意思決定を尊重して支援をするということをいわれましたが、抽象的にはよく分かるんですけども、例えば認知症等になって、その人の意思というのがどこにあるんだろうかなと思うわけです。つまり家族の意思なのか、それとも本人の意思を想像ないし斟酌した意思なのかなという感じがしたんですね。ですから、支援をするにしても、それからサポートをするにしても、何をもちて高齢者の意思決定というのかなという点をちょっとお教えいただきたいと思ったんですが。これは、辻先生とか、小此木先生等にお伺いできればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

樋口 分かりました。ちょっと今、複数の問題が出てきてはいるんですが、自由な形でご発言お願いできればと思いますので、まずは秋山さんから。

秋山 今のご質問と先ほどのご質問に少しコメントさせていただきたいと思います。先ほどのご質問ですが、私も高齢の当事者です。大学をリタイアして自分は何ができるだろうと思いました。同じです。柏市でセカンドライフの就労事業に取り組んだときも、多くの方は、例えば会計、経理をしてきたから、柏でも経理の仕事をしたいとか。今までの仕事の続きを地元でやりたいと望まれる。それが普通の素直な発想です。そのように限定するとなかなか仕事は見つかりません。私は、人生 100 年、一つの仕事はしっかりやったのだから、ここでリセットして人生二毛作でいこう、今までやったことがないことをやってみたらどうでしょうと言うと、割合、皆さんその気になりました。それで先ほどお見せした写真で、トマトを収穫している方は、もともと大手光学系会社の部長さんだった方です。学童保育で教えている方は、ロボット開発をしていた方です。

私自身も後期高齢者ですが、若いときから土いじりとか農業に関心があっ

たものですから、75歳になったときに、セカンドキャリアとして農業を始めました。私が一番年長ですが、60代前半の方3人と一緒にサミーズファームという株式会社を立ち上げました。1,800坪ぐらいのかなり大きな休耕地を借りて農業を始めました。全く違う仕事をやってみるのもいいと思います。おもちゃの修理工房をやってもいいし。昔こういうことやったとか、子どもの頃にやりたいと思っていた仕事をやってみるとかですね。今までやってきたことの延長で何ができるかという発想ではなく考えると、かなり多くの選択肢があると思います。

先ほどのシニアは何を考えているのか分からない、何を望んでいるのか分からないというお話ですが、これは高齢者法にかかわらずジェロントロジー全ての分野に共通です。20歳前後の人にジェロントロジーの授業をしますが、高齢者のことは、人生100年になると本当に先のことでリアリティーがありません。

彼らガリアリティーを持ってジェロントロジーを理解し、エンゲージしていくためには、高齢者と一緒に考える、一緒に行動することが重要だと思っています。樋口先生が東大で開講なさった高齢者法のコースには高齢者も参加していたと記憶しています。東大の場合、聴講制度がないので、入学試験を受けて学生になればもちろんいいのですが、苦勞します。TA（ティーチングアシスタント）としては雇えます。授業の中で高齢者にご自分の経験や考えを話してもらって一緒に考える。外に出て行って、高齢者と一緒に活動する場をいかにしてつくるか。これは学問だけでなく、行政の政策づくりや企業のモノやサービスづくりにおいても同様です。本当に高齢者に必要なものをつくっているのか。役に立たないものをたくさんつくっています。当時者である高齢者と一緒につくっていくことが必要ではないか思います。以上です。

樋口 ありがとうございます。ちょっとお待たせしましたが、小此木先生

はどうですか。

小此木 古谷先生からのご質問のところなんですけど、まさにそのリカレント教育、学び直しの教育を古稀式をきっかけに高齢者のかたがたにやっていただくということで、まさに、この今回の高齢者学から実践へという一環の関係かなと思っています。それから三上先生のご質問の中にあつた、高齢者の意思をどういうふうを確認するかということなんですけど。個人的な体験をちょっとお話しさせてもらったわけですが、認知症になって、脳卒中で倒れて入院していた母の関係です。感情だけは最期まで残っていてくれて、その自分の希望であるところの、いわゆるどこかの施設で死にたいんじゃないなくて、自宅で亡くなりたいんだという意味をしっかりと表明してくれましたから。意外と、家族あるいは身近に接しているかたがたが、お話を継続していれば、その感情的なところは伝えていただけるといような経験談を持っております。ACPであるかということも、そういう意味合いの本人の意思をどう考えるかということだと思います。できれば、その前の段階で事前指示書、判断能力がしっかりしているときに、時間軸は違いますけれども、一応、本人の意思を推認する有力な書面というものを作っておくということが大事かなと思っています。以上です。

樋口 ありがとうございます。辻先生にもコメント等お願いしたいと思いますが、ちょっと、私は辻先生の今日のお話の中で、それが中心だったと思いますけども、われわれはとにかくわが国において、未曾有の事態に直面しているということです。それが言葉としては分かっていたんですけども、今日のお話で、具体的には認知症の高齢者が何年かたつとこれだけの厚い層になること。それがはっきり推計もできているのに、それに対応する仕組みとかができていないということの危機意識というのかな、喫緊の課題というのが今日のテーマでもあつたわけですね。

それで、ちょっとあまり長くなってはいけないんですけども、医療の中で例えばがん対策というのは、これは辻先生には釈迦に説法だと思いますが、とにかく2人に1人ががんになる時代になったということもあって、がん対策はすごく進んだと思うんですね。私の周りの人ががんになっても助かっている人もたくさんいますし。それと同じぐらいの問題というか、それと同じか、あるいはもう少し、しかも社会的にも大きな話なのかもしれないです、認知症の問題というのは。だからそのぐらいの何らかの対応がいろんなところから出てきてもいいのという感じが聞いていて本当にしたんですけども、そういうことを含めて、今まで出てきた自己決定の意味とか、若い人にそういう危機感をどういう形で共有してもらえるかとか、コメントいただけませんか。

辻 ありがとうございます。本当に私は人口の動きに向き合ってきた人生なんですね。そういうので、本当に一番最後にお見せしました日本人の死亡年齢別の死亡件数を見ていただいたら、私はあれを見てがくぜんとしたんですけども。もう一遍、繰り返しますと、MCIを入れたら90歳以降は100%近くが認知症とっていいと専門家は言っています。MCIを入れたら、もう85歳以降でもかなりの人は、MCI、軽度認知症を含めた認知症なんですね。その人口が1,000万人ぐらいになろうというんですから、これは、私は強い危機意識を覚えます。これが1点。

問題は、がんもそうだったんだと思うんですけども、身近にがんにかかった人がどんな状況で、例えば、早期に発見したらこんなに助かる、あるいは進行性であるとしてもこんな生活ができる。これを身近で皆が知ったことによって日常化したと思うんですね。ところが、この認知症に伴う法的なさまざまな問題は、今、かなりの部分、家族内部で隠されているんですよ。今のところ、一応家族はぎりぎりいろいろなトラブルを持ちながらもやっているんだと思うんですよ。だけどこれからは一つ

は、言いにくいこと言いますけども、家族そのものも、親子の間もどうも疎遠になっているような話が多いと。現に相続争いを見ていたら醜いですよね、正直言って。色々おぞましいような話がいっぱい出てきている、家族同士も。もう一つは 1 人暮らし、相談する人がいないという人がものすごく増えていると。これがものすごいドライブをかけるだろうと想像しております。

結論、要するにこのような状態に対して、どのような方法があるのかということをもっときちんと示して、皆が知る環境を、できれば民間主導でつくらなくちゃいけない。行政が個人の問題に介入するというのは控えたほうがいいと思います。民間がそれを取り扱う場合、私は高齢者法の重要な仕事だというふうに思いました、今日聞いていて。まず、はっきりと、どういう実態がある、それに対して、こういう対応の業態があって、こういうことができる。あるいは、できないからこんなことをもっと開発しなくちゃいけない、こういうことをきちんと国民に示すということが必要で、そこはできていないということを強く申し上げたいと思います。そういう意味で、身上監護とか、身上配慮とかいろいろな言葉が私の読んだ本で出ているんですけど、そういう行為ですね。ロイヤーといわれる関係者が法的な行為を代理する一方、実際に動く人がいるわけですね。ですから、そういう法的な行為を代理する人と、動く人がきちんサービス業態として組んで、信頼のできるすることができますということを、ちゃんと開示するような業態をどう標準化するかということが必要です。

もう一つ、私はロイヤー、弁護士さんがそういう意味では身上監護の窓口にあふさわしいと思いますが、私の知る限りは身上監護というのは誰がやってもいい仕事ではないかと思うのです。従って、例えば、弁護士さんでなくとも弁護士さんに相当するような信頼のある人がやったらいいわけです。例えば金融や保険の機関は典型ですよ。金融や保険の機関というのは信頼を失ったら終わりですから。そういう形で、要するに、信頼のできる人が

仕事を標準化して、もちろん料金は取る。料金は取るけれども、こんなことをしっかりやりますというサービス業態を示して、民間事業者団体が自主的に差別化して、それを選んだら大丈夫ですよ。こういう状態をつくるのが大事だというのは私が申し上げたことです。私自身がまだ勉強できておらず間違っただけを言っていると申し訳ないのですが、この分野は、情報の非対称性という点で医療にそっくりでして、この分野は。老人は困っているんだけど、何が欲しいかというサービス業態そのものは、老人からは示せません。供給側がサービス業態をつくって示さなくちゃいけない。そこがもう一つの問題だということです。

二つ目、意思決定については、戦後憲法と民法で、歳をとっても自己責任と自己決定が基本となっていますが、認知症になって以降のことに關しては、老いては子に従うという文明からまだ脱してないんです。従って、今の認知症の意思表示の問題も、自分が認知症になる前にその信頼のできる人に自分の意思を伝えるということを事前に行うという文化をつくらなければ、自己決定の原則なんていうのは成り立たないわけですよ。

従って私は、結論から言うと、尊厳、誇りということは認知症であっても最期まで失わないと聞いています。その誇りという感情がどのような意思として、その誇りの結果、子どもに迷惑掛けたくないから施設に入る、いや、本当は迷惑さえ掛けなかったら在宅がいいとか。微妙なニュアンスを聞いて、本人に代理する人に自分が事前に伝えるということをやらなければ、結局は、例えば法定後見にしても、その本人の意思を押し量る力がない人に代理権を与えてもうまくいかないわけです。言いにくいことを言いますが。従って、認知症のことをよく理解して本人の意思を押し量る人をビジネス関係者を含めて指名するということをこれから準備するということを社会の常識にしていく必要があると、私は最近そのように考えております。

樋口 ありがとうございます。本当は今日の 4 人のご報告者、秋山さん、辻さん、西さん、それから小此木さんもまだまだちょっと言い足りないことも本当はあろうかと思えますし、何よりも今日こうやって参加して下さった方にも、こういうことはぜひとも言いたかったということがきっとあると思えますけれども、一応、時間的な制約もありますので、今日、それに私自身には今日の 4 人のお話をうまくまとめてというような、そんな要領のいいことはとてもできませんので、しかし、いろいろ考えさせられたことだけは本当に確かです。今日の最後に池田先生に閉会のごあいさつをお願いしようかなと思っております。池田先生、お願いいたします。